

太陽光発電事業に係る条例検討会議傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、指定された期日までに申し込みをしてください。
- (2) 会議の傍聴は、原則としてオンラインによる Web 会議形式とします。
- (3) 傍聴の定員及び受付方法については、会議の都度、定めるものとし、傍聴希望者数が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定させていただきます。
- (4) 会議の傍聴を希望される方で手話通訳、要約筆記等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の5日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申出ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会議の写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に掲げる事項に違反した場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退室していただくことがあります。

4 その他留意事項

オンラインによる傍聴において、通信回線及び傍聴アプリの不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、県はその責を負いません。

附 則

この要領は、令和8年5月8日から施行する。